

平成27年12月2日

報道解禁:12月3日16時以降

お知らせ

資料提供先: 島根県政記者会

～違反車両撲滅のため取り締まりの強化～
【第9回】特殊車両の指導取締を実施します！

道路を通行する大型トレーラー等の特殊車両については、道路構造の保全や交通安全のため、通行に際し道路管理者の許可が必要です。

しかし、無許可や違法な状態で走行している車両が多く見受けられるため、特殊車両の指導取締を継続的に実施し、これらの車両について、適正な運行がなされるように指導取締を実施しますのでお知らせします。

平成26年5月9日に策定された「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、国民の財産である道路を極めて大きく傷める重量超過の悪質違反者には厳罰化を、適正に道路を利用して物流を支える方にはより使いやすくといったメリハリの効いた取り組みを進めていくこととなりました。

国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

○日 時 : 平成27年12月3日(木) 14:00～16:00

雨天等の場合は中止にすることがあります。
※平成27年度は第9回目の取締となります。

○場 所 : 一般国道54号(上り) 乙加宮車両監視所
雲南市三刀屋町乙加宮^{おつかみや}地内 ※詳細は別紙1参照

○協力機関 : 島根県雲南警察署

○留意事項 : 報道解禁は下記の通りとさせていただきますので、ご協力をお願いします。

ラジオ、テレビ・・・取締日の16時以降

新聞・・・・・・・・・・取締日の夕刊以降

なお、当日の取材を希望される場合は、事前に問い合わせ先に連絡をお願いします。

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所

副所長(管理)

やまさき あきら

山崎 彰 (内線205)

(管理担当) 管理第一課長

じろうまる つよし

次郎丸 毅 (内線431)

(広報担当) 計画課長

やまもと としひこ

山本 俊彦 (内線261)

TEL: 0852-26-2131 (代表)

0852-60-1346 (管理第一課直通)

※松江国道事務所では、twitter(ツイッター)による情報発信を行っています。

ツイッター: http://twitter.com/road_matsue

QRコード



別紙1

位置図



別紙2

※取締状況及び、結果

- 平成27年11月20日(金)に今年度【8回目】の特殊車両指導取締を行いました。
これまでの取締結果は次のとおりです。

実施年月日	実施路線	取締台数	違反台数	違反内訳	
				無許可	通行条件違反
8回目までの累計	国道9号・54号(上り)	9	8	2	6

※現在までに、警察機関の御協力もありトラブルは発生しておりません。
今後も引き続き円滑な特殊車両指導取締を行っていきます。

車両重量計測状況



車両寸法計測状況



許可高さ超過是正事例



許可高さを超過していたため、警告し、通行指示書を発行して通行させました。

事業者の皆さんへのお知らせ

平成25年3月より、繰り返し違反を行った場合は、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その違反者の名称や違反内容を公表します。さらに違反が確認された場合は許可の取消及び告発を行います。

違反内容

- ①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

■取締基地

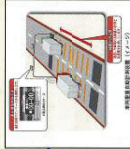
道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。



違反の状況によっては、通行中止の命令をする場合があります

■自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。データベースにアクセスして許可の有無等を判定。



違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

中国地方整備局【特殊車両窓口一覧】

受付窓口名	住 所	電 話 番 号
鳥取河川国道事務所 道路管理第一課	〒680-0803 鳥取市田園町4丁目400番地	TEL 0857-22-8435
倉吉河川国道事務所 道路管理課	〒682-0018 倉吉市福庭町1丁目18番地	TEL 0858-26-6221
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
浜田河川国道事務所 道路管理課	〒697-0034 浜田市相生町3973	TEL 0855-22-2480
岡山国道事務所 管理第一課	〒700-8539 岡山市北区善町2丁目19番12号	TEL 086-214-2220
福山河川国道事務所 道路管理第一課	〒720-0031 福山市三吉町4丁目4番13号	TEL 084-923-2516
三次河川国道事務所 道路管理課	〒728-0011 三次市十日市西6丁目2番1号	TEL 0824-63-4121
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131
山口河川国道事務所 道路管理第一課	〒747-8585 防府市国衛1丁目10番20号	TEL 0835-22-1785

各県・政令市などの窓口はこちらから <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>

トラック運転手の皆様へ 特殊車両の 適正な運行を!

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか？

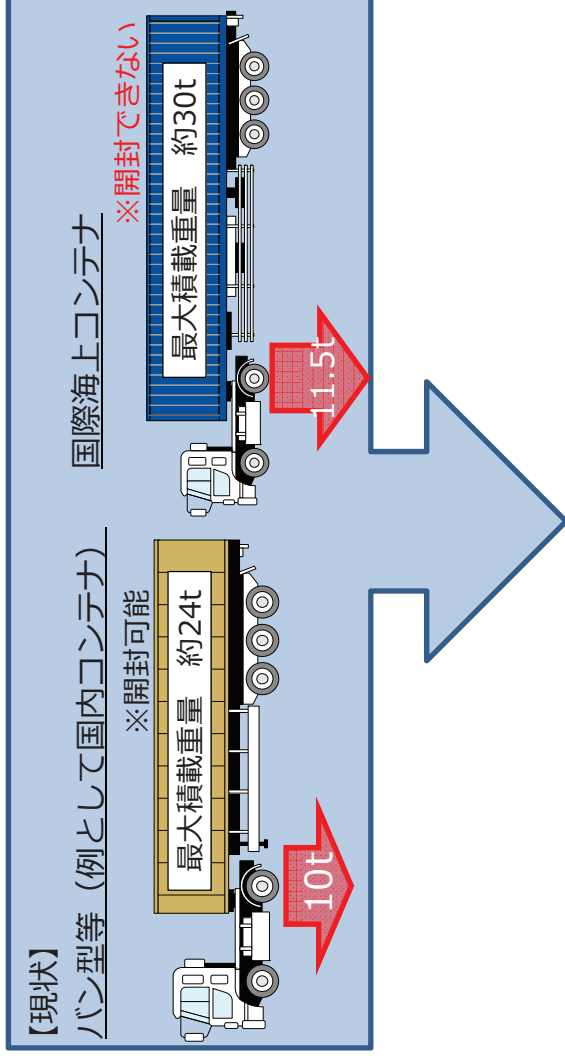
「特殊車両通行許可制度」



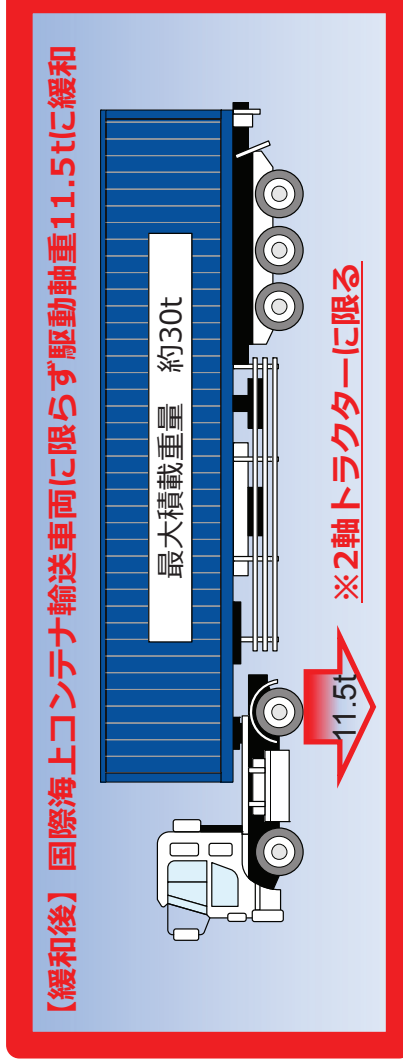
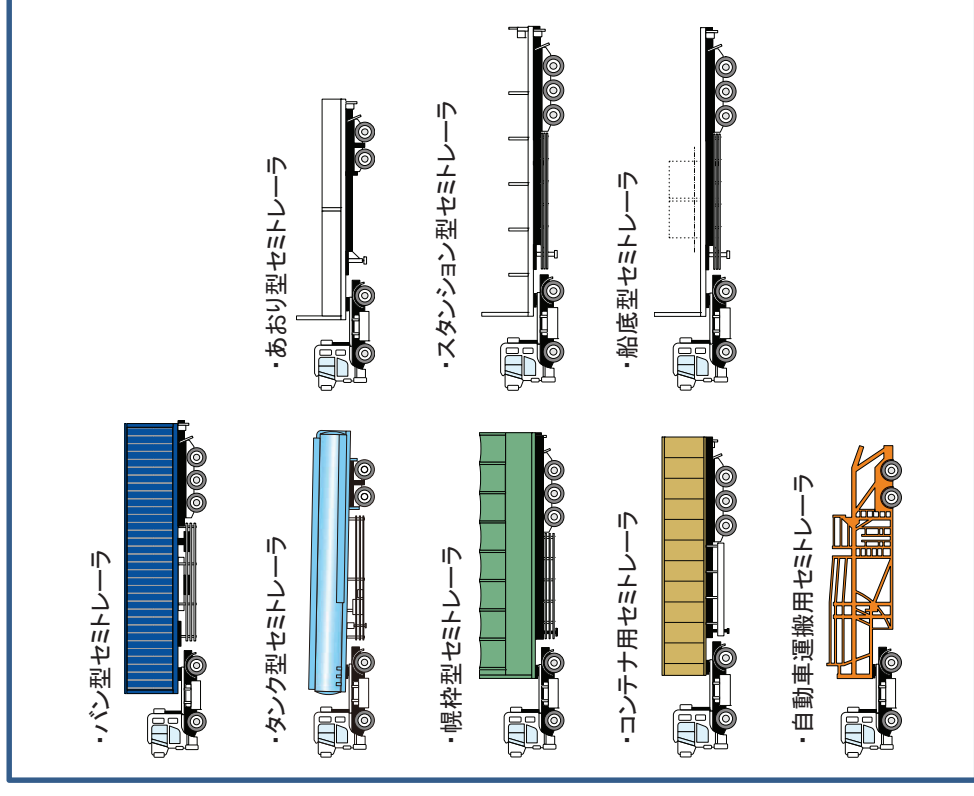
バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一について

○国際海上コンテナ輸送車両に限り許可されていた駆動軸重（11.5t【通常は10t以内】）をバン型等セミトレーラ連結車（2軸トラクターに限る特例8車種）にも同等の緩和を実施
※但し、エアサスペンションを装着する車両など、今回の緩和により道路運送車両法の保安基準適合となる車両が対象

■ 駆動軸重の緩和



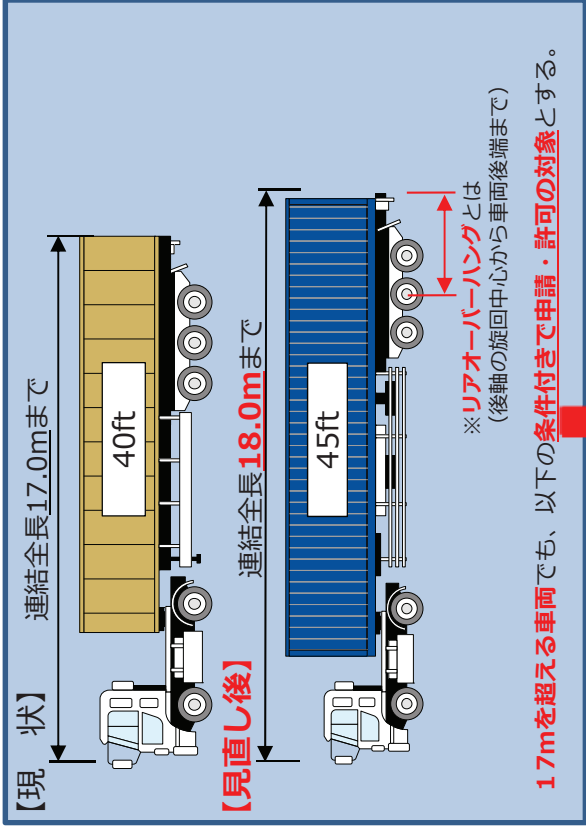
■ 緩和対象車両（特例8車種）



45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直しについて

- 従来の40フィートコンテナより長い45フィートコンテナ（+約1.5m）の需要があり、45フィートコンテナに対応するためには、車両長が17mを超える車両が一部存在
- そのため、45フィートコンテナを積載する車両を始めバン型等のセミトレー（特例8車種）の車両長の制限を緩和（17m→18m）※ただし、リアオーバーハングに条件あり
- また、通行許可の審査をする際にも、リアオーバーハングや交差点の交差角を考慮の上、審査条件を緩和

■全長の緩和（海上コンテナ輸送車両の例）



①全長17.5mまで リアオーバーハング※

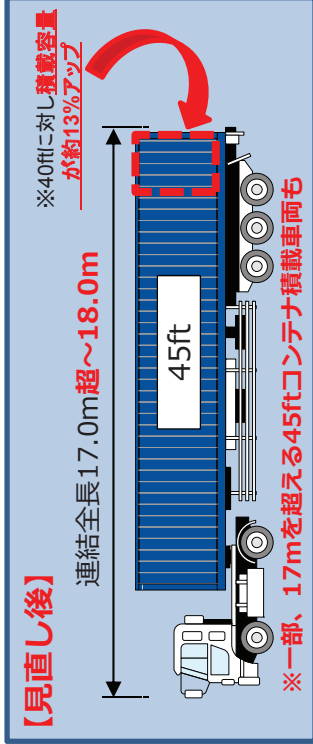
②全長18.0mまで リアオーバーハング※

■審査条件の緩和

※特殊車両通行許可制度算定要領より

現 状	【車両分類 I - 1】	【車両分類 0 - 1】
	14m < L ≤ 17m	17m < L ≤ 20m
見直し後	17mを超える車両でも、以下の条件付きで算定要領に定める車両分類 I による審査結果と同等とする。 → 申請経路内の交差点の交差角90°以内 かっ	

■効果（海上コンテナ輸送車両の例）



■緩和対象車両（特例8車種）

※海コンに限らずバン型等セミトレーラ連結車全体を対象

- ・バン型セミトレーラ
- ・幌枠型セミトレーラ
- ・自動車運搬用セミトレーラ
- ・スタンション型セミトレーラ
- ・タンク型セミトレーラ
- ・コンテナ用セミトレーラ
- ・あおり型セミトレーラ
- ・船底型セミトレーラ